

## 神林地区地域まちづくり協議会設置に係る区域設定に関する資料

### 1 神林地区地域まちづくり協議会設置に係る区域設定について

「市民協働のまちづくり」につきまして、平成21年度に神林地区地域審議会で意見書を提出したところあります。意見書では、

「市民協働のまちづくり」の推進にあたっては

- 1 住民団体やコミュニティ組織等による自主的な活動を尊重すること。
- 2 これらの組織と協働してまちづくりを推進すること。
- 3 これらの組織の活動に対して必要な支援をすること。

と、基本的な三つの項目について述べております。

意見書の「1 住民団体やコミュニティ組織等による自主的な活動を尊重すること。」としましては、地域住民による「地域まちづくり協議会」を組織することとしています。この協議会は、「市民協働のまちづくり」の手法やそれに係る費用などを検討・決定し、事業の推進母体としての重要な役割を果たす組織としております。

「市民協働のまちづくり」の推進には、協議会の範囲及び数が大きな意味を持ちます。そのため、どのような範囲であることが神林地区では必要なのかを、次のような点についてご意見をいただきたいと思います。

「市民協働のまちづくり」で推進母体として、これから設置される「地域まちづくり協議会」は、近隣関係においては、子ども、保護者が集え、お年寄りや各年代ごとが気さくに話し合え、また各種団体のつながりのある範囲であることが必要と考えます。「顔見知り・話しやすさ」が円滑な活動を行うための最初の条件だと考えられるからです。

次に、社会生活を営んでいくために、地域毎の人たちが協力していくには「比較的に就業状態や生活様式が似かよっていること」、「共通課題の有無とその認識を持っていること」、「地域資源や伝統が共通していること」などが必要であると思われます。

以上のことから、初めての取組みであり、当面は地域の既存活動・事業の支援に重点を置き、自治会を中心とした組織作りが望ましいのではないかと考えられます。

このことから、神林地区での「地域づくり協議会」の範囲として、どのような区域で実践していくのがよいのか、別紙に4つの区域を例示しました。他にも独自の区域があるのかも含め、そしてそれぞれの区域の特徴などを検討し、神林地区での「地域まちづくり協議会」の範囲を決定していきたいと思います

なお、この事業がきっかけとなり、一つの「地域まちづくり協議会」だけでは解決できない課題や事業並びに専門性または個人の目的ごとのつながりなどが出てきたときに、複数の「地域づくり協議会」が協力していくことも、今後は必要になっていくものと考えられます。

## **2 地域まちづくり協議会への財政支援の基本的考え方について**

市民協働のまちづくりの基本は、「地域活性化支援」であることから、地域課題解決、既存事業や新たな地域活性化のための事業、集落活動への支援や人件費や視察研修費など幅広く活用していただける交付金としての財政支援を考えています。

このため、事業に対する補助金ではありませんので、地域の実情に合った地域の元気づくりのために弾力的に活用していただきたいと考えています。

なお、あえて考えられる事業例を示すと「資料一5」のようなものが考えられます。また、交付金の算出方法としては、地域まちづくり協議会内の人口、世帯数、行政区数等などから慎重に交付額を決定したいと考えています。